

●詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8834)

3. 雇用関係助成金を電子申請しませんか？

電子申請が可能となっている雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等に加え、令和5年4月から電子申請が可能となる助成金が増えました。

令和5年4月からキャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースが可能となり、6月からはその他の雇用関係助成金の電子申請が開始されます。

申請の負担軽減に向け、活用をご検討ください。

<詳細>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001061086.pdf>

【お問合せ先】

職業対策課助成金センター (022-299-8063)

4. 産業雇用安定助成金の新コース創設について

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）が令和5年4月1日に創設されました。事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な人材を雇い入れた事業主への助成制度です。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

●厚生労働省ホームページ（産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html

【お問合せ先】

職業対策課助成金センター (022-299-8063)